

農業人材の確保育成

(地域農業課、生産振興課)

1 目的

県外からのU・Iターン就農を促進するため、都市圏等での誘致活動の強化や「ふくい園芸カレッジ」の研修受入体制の充実により、次代の本県農業生産を担う人材の確保、育成を図る。

2 事業内容

(1) ふくい園芸カレッジ

○ふくい園芸カレッジ研修事業 [新規就農コース]

- ・研修生一人一人に園芸用ハウスと露地畑を貸出し、研修生自らが種まきから収穫・販売まで一貫して行う2年間の実践的な研修を通じて、技術力、販売力、経営力を養い、即戦力として活躍する人材を育成

○ふくい園芸カレッジ研修事業 [プラス園芸コース]

- ・県内の集落営農や水稻農家に対し、園芸推進品目の種まきや収穫などの技術研修を実施し、新たに園芸を導入する経営体を育成

○ふくい園芸カレッジ研修事業 [スマート園芸コース]

- ・県園芸研究センターの大規模園芸施設で周年栽培等の高度な技術研修を実施し、大規模園芸に新たに取り組む農家を育成

(2) 積極的な誘致活動の展開

○ふくい園芸カレッジ研修事業 (県外誘致)

- ・県と関係機関で新規就農者を誘致するチームを設置し、首都圏をはじめ全国の農業系大学や専門学校で誘致セミナーや就農相談会を開催し、農業人材を確保

○新規就農者支援事業

- ・国の青年就農給付金(45歳未満対象)に加え、県独自に45歳以上の新規就農者に対して奨励金を支給
- ・就農時の園芸ハウスや機械導入に対して支援を実施